



米国、欧州連合¹、スイス、オーストラリアの顧客のため 直接的/間接的に生産を行うFSC認証取得者への情報

FSCインターナショナル アドボカシー主任 ジョン・ホンテレッツ
2013年3月11日 ブリュッセル
(FSC ジャパン訳版)

FSC認証取得者への木材合法性に関する法律制定の影響

木材、木材由来の製品を販売する企業はEU、アメリカ、オーストラリアの市場における違法木材を禁止する法律に直面しています。違法に供給される木材がサプライチェーンの中に流入するのを防ぐためのシステマチックな対応をだんだんと迫られるようになってきました。

これらの法律が施行されている国々の国内で活動する企業を対象にしている一方、他の国々でも、**直接的/間接的な供給者**であれば影響を受けます。なぜなら、規制国側にいる顧客のためにサプライチェーンの情報、リスク評価、リスク緩和などの補助をしなくてはならなくなる場合もありえるからです。規制実施国に直接顧客を持たない企業であっても、間接的なサプライチェーンの繋がりがあれば、合法木材法の対象に収まる可能性があることを認識しておくことが重要です。

このメモは米国、EU、スイス、オーストラリアへの直接的/間接的な輸出供給企業が何を求められているのかを明らかにするものです。また、こうした企業が義務を果たすにあたってFSCはどのようなサポートができるのかを説明します。

違法伐採対策法に対するFSCのポジション

FSCは違法伐採材の取引を禁止する政府の対策を支持します。違法伐採は森林破壊や劣化、水質や森林と暮らすコミュニティが利用する他の資源などの汚染を引き起こす可能性があります。また、伝統的所有権の無視、ひどい労働、給与及び契約条件の強制の他、汚職、脱税や疑わしい利益歳出といった特徴もあります。

市場に出回る違法材はFSCの使命にも直接影響します。違法材は木材、林産物の価格を推定7-16%下げ、責任ある森林管理と林産物消費に必要な投資の経済的実行可能性を低めてしまうのです。

オーストラリア政府は違法伐採による世界の経済コストは年間推定約460億USドル、一方その環境的、社会的なコストはさらに高い605億USドルにもなると言及しています。

¹ 対象エリアは EU 加盟国 27 カ国の他、近い将来にクロアチア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも含まれる予定。

伐採時の合法性はFSC森林管理認証及び管理木材（Controlled Wood）システムでの第一の条件です。しかしながら、木材生産国の国内法は必ずしも、FSCが定義する責任ある伐採を確保するのに十分であるとは言えないことがあります。よって、合法性は持続可能な森林管理に向けた最初の不可欠な最低限のステップとみなします。

今ある木材合法性に関する法律の特徴

USレイシー法²とは、元々米国の野生生物を保護するために作られた法律ですが、2008年の改定により、違法伐採に由来する木材、木材製品の取引が禁止されました。ここでの「取引」には、輸入、輸出、輸送、販売、受取、獲得、購入が含まれます。対象となる製品の範囲は広範で、建築材や家具などの明らかな木材の他、紙や楽器、その他の木質製品を含みます。木材や木材製品の輸入企業に、違法材を取引するリスクを最小限にするための「**デューケア**」を実施する直接の義務はありませんが、法律には、デューケアポリシーを実施することで、違法材が見つかった場合に企業にとって有利になると示されており、つまり間接的にデューケアを薦めているものの、デューケアの公式な定義は今のところ明らかにされていません。

レイシー法は、伐採だけでなく、サプライチェーン全体の「輸出あるいは積み替え（トランシップ）」の合法性も確認しています。例えば、輸出料金や原木輸出の制限などが関連することになります。

2010年EU木材規制 (EUTR)³は、2013年3月3日に発効しました。違法伐採木材と対象範囲に含まれる木材製品をEU市場内に持ち込むことを禁止する法律です。USレイシー法に比べると、僅かに狭い範囲を設定していますが、最大の輸入ルートが含まれています。木材、木材製品の輸入企業には「**デューデリジェンス・システム**」が適用されます。これは、システムの本質的部分を規定したもので、企業自身でデューデリジェンス・システムを作成できない、したくない場合は、モニタリング機関と呼ばれる公的に認定された組織のサービスを利用することができますが、コンプライアンスの責任は企業が負うことになっています。

スイス2010年法は木材の合法性を保証するものではありませんが、市場に流通する木材、木材製品に**樹種の取引名**（要求があれば学名も）と**伐採地の情報を明記**することを企業に要求しています。EUTRとの一貫性を確保するための法改正に向けた議論が進んでいます。

オーストラリア違法伐採禁止法(2012)⁴は2012年11月30日に発効しました。国産材、輸入材両方を対象に含み、違法材及び違法材を含む製品の輸入及び利用を禁止します。しかしながら、具体的な「**デューデリジェンス**」の条項、対象となる製品のリストを作成するにあたっては、政府に2年の期間を与えており、現時点では、違法材禁止を実行するために、豪州政府が具体的に何をするのか明らかになっていません。

² <http://ic.fsc.org/download.usa-forest-products-legality-legislation-and-fsc.700.pdf>

³ <http://ic.fsc.org/download.fsc-the-eu-timber-regulation.308.pdf>

⁴ <http://ic.fsc.org/download.fsc-and-the-australian-illegal-logging-prohibition-act-2012.701.pdf>

詳しくはFSCウェブサイトの木材合法性に関するページ、それぞれの法律に関しては脚注のリンクをご覧ください。

規制実施国以外の国のFSC認証取得者への影響

EU、米国、スイスの法律では任意の認証制度に対し自動パスを認めていません。オーストラリアの場合は、まだ不明ですが、認証を認める可能性がないわけではないようです。はっきりしているのは、EU、米国、スイスでは、FSC認証製品及び管理木材原料の輸入業者は「デューケア」又は「デューデリジェンス」の実施あるいは、樹種と伐採地の詳細の表示を法律で要求されるということです。

ただし、EUの法律では、認証制度が一定の要件を満たしていれば、デューデリジェンス・システムの一部として使用することを認めています。2012年、FSCはEU及び米国、豪州、スイスを含んだ国、地域におけるFSC認証取得者が合法条件を順守する手段として認証を活用できるように、取り組んできました。この適応プロセスは、一連のアドバイスノート（下記参照）の発行を以て、2013年2月28日に完了しています。

米国、EU、スイス、オーストラリア以外の認証取得者もこれらの変更の対象となります。なぜなら、製品を上記の国々に直接供給していなくても、最終的に流通する可能性があるためです。認証取得者は、取引相手が必要な情報を収集し、法律を順守できるようにサポートするため、準備をする必要があります。

認証取得者は具体的に何をすればいいのか？

1. **森林管理者の場合**: 原則的には変更はありません。すでに関連する国内法は順守していると見なされます。2月28日に適用される法律に関するアドバイスノートが発行され、この中で森林管理者、認証機関、FSCオフィスに宛てて、具体的にどの法律が要求されているのかを確認しています。
2. **FSC製品を輸出するCoC認証取得者の場合**: 上とは別のアドバイスノートで、貿易と関税に関する法律を特に順守し、顧客からの要請があれば、情報を提供することを要求しています。
3. **あらゆるサプライチェーンのどこかに位置するCoC認証取得者の場合**: 顧客からFSC認証製品に使用された木材/管理木材の伐採地や樹種についての情報を提供するように問い合わせが来る可能性があります。こうした情報を持っていない場合、仕入れ先へ問い合わせなくてはなりません。

⁵ <https://ic.fsc.org/timber-legality.492.htm>, とサブページ

4. EU、米国、オーストラリアに出荷されるFSC製品について：非管理の少量構成材に関するアドバイスノートが修正され、その使用許可が廃止されます。つまり、FSC認証材が管理木材のみを材料として生産しないと、これらの国ではFSC認証製品として販売できません。

これらのアドバイスノートはFSCウェブサイト内の“Ensuring Compliance”のページからアクセスできます。 <https://ic.fsc.org/ensuring-compliance.493.htm>

お問い合わせ：

John Hontelez, Chief Advocacy Officer (FSC Global Development), j.hontelez@fsc.org

安井静、ネットワークマネージャー(FSCジャパン)、 s.yasui@jp.fsc.org